

# 宮城県女川町災害廃棄物受入れに関する住民説明会

平成24年4月1日

西多摩衛生組合



## 宮城県女川町災害廃棄物受入れに関する住民説明会

1 日 時 平成24年4月1日（日）午後7時00分

2 場 所 羽村市生涯学習センターゆとろぎ小ホール

3 出席者 羽村市産業環境部 竹田部長  
羽村市産業環境部生活環境課 加藤課長

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 今井課長

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課災害廃棄物処理支援担当 荒井係長

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課災害廃棄物処理支援担当 奈良主事

西多摩衛生組合

加藤事務局長

島田参事

松澤業務課長

石川施設課長

岩田総務課長



# 宮城県女川町災害廃棄物受入れに関する住民説明会次第

- 1 開 会
  
- 2 職員紹介
  
- 3 羽村市における女川町災害廃棄物の受入れの経緯について
  
- 4 女川町災害廃棄物の受入れについて
  - (1) 宮城県女川町の状況（DVDの上映）
  
  - (2) 被災地から都内清掃工場までの安全確認について
  
  - (3) 東京二十三区清掃一部事務組合の焼却結果
  
- 5 西多摩衛生組合の女川町災害廃棄物受入れ対応について
  
- 6 質疑応答
  
- 7 閉会



午後7時00分 開会

○岩田課長 説明会に先立ちまして、主催者の方からお願いがございます。本日の説明会を記録するために録音及び写真を何枚かとらせていただきたいと思いますので、ご了解をよろしく願いいたします。

また、参加者の方で写真撮影、録音等を希望される方は個人情報に十分配慮していただくようよろしくお願いいたします。

また、注意事項でございますが、後ほど説明の中でDVDの上映がございます。最後に宮城県女川町の住民の方が3名出演しております。この3名の女川町の町民の方につきましては、説明会時の上映の了承は得ておりますが、説明会以外での上映には許可が出ていないことから、撮影の方はご遠慮いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから宮城県女川町災害廃棄物の受入れに関する住民説明会を始めさせていただきます。

初めに、本日の説明会は羽村市の在住、在勤、在学の皆さま、また西多摩衛生組合周辺の区域内にお住まいの市民の皆さまを対象といたしました合同の説明会となっております。

また、説明会の進行につきましては、お手元の資料をもとに初めに羽村市より災害廃棄物の受入れの経緯を、次に東京都より安全性の確認を、最後に西多摩衛生組合から受入れ対応等につきましてご説明をさせていただきます、ご理解をいただく予定でございます。

それでは、早速次第に入らせていただきます。

最初に次第の2、職員紹介ということで、本日出席の職員を紹介させていただきます。

初めに、羽村市産業環境部長、竹田部長でございます。

○竹田部長（羽村市） 皆さんこんばんわ。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 同じく生活環境課長、加藤課長でございます。

○加藤課長（羽村市） 皆さんこんばんは。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 次に、東京都の担当者の方でございますが、ご紹介をいたします。

東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課今井課長でございます。

○今井課長（東京都） 今井です。よろしくお願い致します。

○岩田課長 同じく一般廃棄物対策課災害廃棄物処理支援担当荒井係長でございます。

○荒井係長（東京都） 荒井でございます。よろしくお願い致します。

○岩田課長 同じく災害廃棄物処理支援担当奈良主事でございます。

○奈良主事（東京都） 奈良と申します。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 次に、西多摩衛生組合でございますが、事務局長の加藤でございます。

○加藤事務局長 加藤です。よろしくお願い致します。

○岩田課長 政策担当参事の島田でございます。

○島田参事 島田でございます。よろしくお願い致します。

○岩田課長 業務課長の松澤でございます。

○松澤課長 松澤でございます。よろしくお願い致します。

○岩田課長 施設課長の石川でございます。

○石川課長 石川でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田課長 ほかに技術担当の職員が出席をしております。

そして、最後に私、本日の進行役を務めさせていただきます総務課長の岩田でございます。よろしくお

願いをいたします。

それでは、これから説明に入らせていただきますが、ご意見、ご質問等は説明の後にお受けいたします。

また、本日の説明会は質疑応答を含めまして2時間程度を予定しております。多くの参加者の方がおりますので、ご質問につきましては、お1人につき1、2問程度ということでお願いをいたします。なお、これ以後の説明につきましては、申しわけございませんが、着座のままの対応とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次第3、羽村市における女川町災害廃棄物の受入れの経緯についてを、羽村市の竹田部長より説明をいたします。

○竹田部長（羽村市） それでは、皆さま改めましてこんばんは。日曜日の夜分、また春とは言えどもまだまだ寒いですが、大勢の皆さまにお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、私からは次第3災害廃棄物の受入れの経緯ということで、スクリーンの方にも出ていますけれども、ちょっと見にくいでしょうから、お配りさせていただいたカラー刷りのA3の資料1に沿って簡単にご説明させていただきます。

座らせていただきます。

宮城県女川町の災害廃棄物の受入れの経緯についてということで、番号が順番にふってありますけれども、①として災害廃棄物の処理アンケート調査の実施ということで、国の環境省の方からこういった調査が西多摩衛生組合の方にきております。これは国の動きの御紹介ということでございます。

それから、②の東京都におきましては、東日本大震災を受けまして「東京緊急対策2011」が策定されて、その中で災害廃棄物の受入れの考えを示しています。また都議会において都知事の所信表明の中で「区市町村や民間と共同して都内に受入れ、処理に協力していく」ということを述べられて、都議会でも補正予算が可決されました。

次に、その下のところにあります東京都の災害廃棄物の処理に向けての事業スキームの作成ということで、円滑に受け入れて、災害廃棄物を適正に処理するという枠組みをつくりました。それでその下の方に書いてありますけれども、岩手県及び宮城県と東京都の間で、9月と11月に基本協定を締結しております。

③から④、⑤の当たりのところですが、東京都が構築した事業の枠組みについて、東京都の市町村清掃協議会という都内の市町村の清掃の担当部署で構成する組織がありまして、多摩地域でも参加するかどうかという要請をいただいております。その清掃協議会の中で参加の可否について検討したり、受入れに当たっての前提条件なども記載しておりますが、そういった会議を開催させていただいております。

その後、羽村市を含む多摩地域の全部の市町村がそれぞれ要請を受けて、それぞれの自治体ごとに受入れについて検討して、羽村市においても前提条件がありますけれども、災害廃棄物の受入れの態勢を構築していくことを意思決定しております。それを受けて、⑥のところになりますけれども、西多摩衛生組合の正副管理者会議、こちらについては青梅市、福生市、瑞穂町、羽村市の首長さんの会議でございますけれども、それが7月1日に開催されて、こちらについても前提条件がありますけれども、災害廃棄物の受入れ態勢を構築していこうということで意思決定をされております。その後、西多摩衛生組合の議員全員協議会にも報告されております。

それから、右側部分の上の方の⑦になりますけれども、東京都市長会と東京都町村長会という組織がありますが、7月25日に開催されて、東京都の災害廃棄物の処理の事業の枠組みに参加して、災害廃棄物の受入れ態勢を構築するということが了承されています。そこに幾つか書いてありますが、基本的に前提条件はありますが、受入れ態勢を構築し、多摩地域の市町村の総意で、被災地域である災害廃棄物の処

理を支援していこうということが確認されております。

それを受けて、⑧の部分でございますけれども、三多摩清掃施設協議会、こちらは多摩地域の清掃工場や、リサイクルセンターなど、そういった清掃施設を持っているところで構成されている組織でございますが、それと先ほど申し上げた東京都市町村清掃協議会、その合同会議の中で市長会や町村長会の決定を受けて多摩地域の全市町村で支援していきましょう、それから安全性については国や東京都が説明対応をしていただく、また災害廃棄物の支援は東京都がつくった枠組みの中で実施していくという確認をして、今後の受入れに対して細かい部分については分科会を立ち上げることでしております。

それを受けまして、⑨のところでございますけれども、東京都市町村清掃協議会災害廃棄物受入施設等協議会という会議、ここでいう分科会ですが、そういう専門部会を立ち上げて3回ほど、協議内容のところに書いてありますが、災害廃棄物の安全確認の方法だとか、住民説明対応だとか、焼却灰の排出確保等について協議を行っております。

次に、⑩のところでございますけれども、基本合意書の締結ということで、東京都市長会、女川町と宮城県と東京都で、点線で四角く囲ってあるところですが、この内容について合意書を締結しております。1月24日です。

それから、⑪のところでは先ほど申し上げた三多摩の清掃施設協議会、それから市町村清掃協議会の合同会議の中で前提条件の確認を行っております。いろいろな被災地の測定データだとか焼却試験の結果、そういったデータ等によって災害廃棄物の安全性の確認を行っております。これについては後ほど説明をさせていただきます。それから具体的な受入れ施設ということでそこに7施設が書いてありますが、この中で一番最後に西多摩衛生組合というのが入っております。それから三つ目として住民説明会の実施ということで、そういった前提条件の確認を行いました。

それを受けまして、矢印が横の方にはずれて、⑫の羽村市において災害廃棄物の安全性が確認されたことから、羽村市としても受入れを決定し、それぞれの多摩地域の市町村がこういった手続きを行っております。

それを受けまして、⑬ですが、青梅市、福生市、瑞穂町、羽村市のそれぞれ意思決定を確認して、西多摩衛生組合正副管理者会議の中で受入れを決めております。先ほど申し上げた安全性の確認だとか、今度は西多摩衛生組合での焼却に関して技術的な検討をした結果、そういったことを踏まえて焼却できることを確認して、受入れを決定したということになっております。

続きまして、下の⑭のところでは、西多摩衛生組合が2月16日に西多摩衛生組合周辺の羽村9町内会自治会生活環境保全協議会と瑞穂町の環境保全連絡協議会の役員の方を対象として、受入れの経緯や受入れの対応、また安全性の確認について説明会を実施しております。

そして、一番最後の部分になりますが、⑮のところでは、羽村市の議会全員協議会3月27日、また西多摩衛生組合の議会議員全員協議会での報告を行っておりまして、報告内容についてはそこに記載されておりました。

これを受けまして、本日市民の皆さまに対しまして説明会を開催しているという状況になっております。今までの経緯を簡単にご説明させていただきました。

以上でございます。

○岩田課長 続きまして、次第の4になります。

宮城県女川町災害廃棄物の受入れについてでございますが、初めに（1）宮城県女川町の状況について、現地からのメッセージをまとめましたDVDを上映いたします。

(DVD上映)

○岩田課長 それでは、東京都の荒井係長より引き続き説明をよろしく願いいたします。

○荒井係長（東京都） それでは、東京都環境局災害廃棄物処理支援担当の荒井の方から災害廃棄物の受入れについて説明させていただきます。

次第にございます 2 番の被災地から都内清掃工場までの安全確認について、3 番目の東京二十三区清掃一部事務組合の焼却試験結果を通して説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

説明の流れにつきましては、災害廃棄物の受入れ事業の仕組みと、被災地女川町から都内までの災害廃棄物の流れ、東京二十三区清掃一部事務組合で実施いたしました試験焼却の結果、中央清掃工場の焼却結果などについて説明いたします。

次、お願ひします。

まず、東京都におきまして、東京都災害廃棄物受入れ事業の概要について説明いたします。

それでは、座って説明させていただきます。

東京都は被災地の復興に向けまして災害廃棄物の受入れを処理するに当たり迅速で効率的な事業の仕組みを構築いたしました。まず被災地、東京都、東京都環境整備公社が災害廃棄物の処理を行うための基本協定を結びました。東京都環境整備公社は従来から都内自治体と連携して廃棄物事業に携わってきた財団法人でございます。

また、こちらの財団法人東京都環境整備公社につきましては、本日から公益財団法人東京都環境公社と改名されましたので、申し添えます。なお、以降の説明では公社と省略して説明いたします。

この三者による基本協定に基づき公社が都内自治体と災害廃棄物の運搬や処理についてそれぞれ契約を結びます。この仕組みによりまして東京都は今回の女川町からの受入れ部分を含めまして平成 25 年度末までの 3 年間で約 50 万トンの災害廃棄物の受入れを予定しております。

次、お願ひします。

それでは、まず女川町の災害廃棄物の受入れに当たりまして、昨年 9 月に女川町が実施いたしました災害廃棄物焼却試験の測定結果について確認しております。まず排ガス等の測定項目全般を確認していますが、放射能につきましてはそちらの表のとおりでございます。

まず災害廃棄物、これは女川町にございます災害廃棄物の放射能濃度が 1 キログラム当たり 133 ベクレルでした。焼却灰の放射能濃度が現地の焼却施設で可燃ごみに災害廃棄物を 10%混合して焼却した結果が 1 キログラム 2,300 ベクレルであり、可燃物のみで焼却した場合は 2,200 ベクレルでございました。また混合焼却時も通常時も排ガスからは放射能濃度は検出されませんでした。

なお、いずれも国が定めました東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進にかかるガイドライン、通称広域処理推進ガイドラインの基準を満たす結果となっております。この結果を踏まえまして、東京都では女川町の災害廃棄物を受入れる方向で検討を進めました。

それでは、今回都内で受入れる女川町の災害廃棄物について説明いたします。先ほどから羽村市さんから説明があったとおり、平成 23 年 11 月 24 日に基本合意を結びました。その後、東京都が宮城県、公社、都の三者で災害廃棄物の処理の基本協定を締結しております。木くず等の可燃性廃棄物を平成 23 年 12 月に東京二十三区清掃一部事務組合が実施した試験焼却分を含めまして平成 25 年 3 月までの間に都内自治体等の清掃工場で約 10 万トンを受け入れる予定でございます。都内には鉄道貨物で輸送いたします。

次、お願いいたします。

続いて、災害廃棄物の流れを簡単に説明いたします。まず津波の被害を受けました家屋を中心とした災害廃棄物は仮置き場に集められ、その後廃棄物選別処理施設に運ばれていきます。ここには災害廃棄物を分別したり、危険物や有害物を取り除く選別エリアと、分別されました災害廃棄物の搬出準備を行いますストックヤードの二つの作業場所がございます。

ストックヤードでコンテナに積み込まれました災害廃棄物は、トラックにより仙台貨物ターミナル駅まで運ばれます。仙台貨物ターミナル駅から貨物列車で東京貨物ターミナルまで運び、東京貨物ターミナル駅からは再びトラックで都内の清掃工場まで運びます。なお、東京貨物ターミナルから主に幹線道路を通り、清掃工場周辺におきましては指定された搬入経路を通ります。

次、お願いします。

それでは、現地女川町におけます作業内容と環境対策の説明に入ります。まず仮置き場での作業内容についてです。仮置き場に集められております災害廃棄物を機械で木くずや金属などに選別いたします。その際に大型の危険物やアスベスト含有物などの有害物を手作業で取り除きます。写真はその様子でございます。

その後、ふるい選別機にかけ、20センチメートル以上の災害廃棄物と20センチメートル未満の災害廃棄物に分けます。20センチメートル以上の災害廃棄物はさらに手作業により危険物や有害物などを取り除き、その後粗く砕いていきます。粗く砕いた災害廃棄物と20センチメートル未満の災害廃棄物をそれぞれ廃棄物選別処理施設へ運びます。

作業場から運び出されました災害廃棄物は、災害廃棄物選別処理施設におきまして、まず回転式ふるい機等を使い土砂等をふるい落としします。次に手選別ラインでコンベアの上を流れております災害廃棄物から手作業により、仮置き場と同様に有害物や危険物を取り除き分別いたします。

分別した木くず、廃プラスチックはそれぞれ破砕機にかけ細かく砕き、所定の場所に保管いたします。不燃物や有害物、危険物は搬出いたしません。その後、清掃工場の受入れ基準に合うものに調整しながらコンテナに積み込みます。

右側にごございます放射線量率の測定についてですが、こちらは一連の作業の中で放射線量率を3回測定いたします。具体的な内容につきましては後ほど説明いたします。

次、お願いします。

こちらは選別エリアの手選別ラインです。まずベルトコンベアによって運ばれてくる災害廃棄物を分別し、不燃物や有害物、危険物を取り除きます。右上の写真は目視により選別しましたアスベスト含有物です。右下の写真は手選別ラインの空間線量率を測定しているところでございます。この手選別ライン周辺では作業1時間ごとに空間線量率を測定いたします。空間線量率とは1時間当たりにその空間にある放射線の量でございます。

次、お願いします。

こちらは破砕選別後、ストックヤードに保管されている災害廃棄物です。左側が木くず、右側が廃プラスチックの写真です。コンテナに積み込む前に、各コンテナによる災害廃棄物の遮蔽線量率を測定いたします。右下の写真がその様子でございます。

コンテナごとにサンプルいたしました廃棄物と計測器を内側に斜めに張った箱の中に入れて測定します。この方法によりまして廃棄物そのものの放射線の量を把握することができます。

次、お願いします。

最後、分別後の災害廃棄物につきましては、機密性が高い鉄道コンテナで運びます。コンテナに積み込んだあとに搬出するコンテナ周辺の放射線量率を再度把握するためにコンテナ両側面の空間線量率を測定いたします。その後仙台貨物ターミナル駅まで運びます。

ここまで被災地女川町での災害廃棄物の分別作業の内容と環境対策について説明いたしました。

ここで改めて現地の環境対策についてまとめましたのがこちらの表でございます。現地では法律に基づく資格を有する第三者機関に委託して3回にわたり放射線量率を測定しております。

アスベスト等の有害物や危険物等については、先ほど説明したとおり仮置き場及び手選別ラインで手作業により取り除いております。なお、放射能測定と有害物、危険物の除去等につきましては、現地事務所に常駐する公社職員により監視を行っております。

次、お願いします。

それでは、ここで昨年12月に東京二十三区清掃一部事務組合で実施した試験焼却の結果について説明いたします。お手元にはA3の資料3-1をこのスクリーンの方に映し出しております。説明はこのスクリーンの画で説明いたします。

まず、大田区にあります大田清掃工場の放射能測定結果でございます。こちらは大田区清掃工場へ搬出する際に行いました女川町の測定結果でございます。1回目の測定として選別エリアで1時間ごとに測定しました。その結果は廃棄物の影響を受けない地点でございますバックグラウンドが毎時0.10から0.11マイクロシーベルト、手選別エリアでは0.09から0.11と廃棄物の影響を受けていないことがわかりました。

また、2回目の測定でございます廃棄物からの放射線量率を測定する遮蔽線量率の結果でございますが、こちらは0.000から0.003と、いわゆる測定器の誤差の範囲内ということで、放射線の影響は確認されておられません。

さらに、3回目の測定といたしまして廃棄物を積み込んだ後のコンテナ側面を測定したものにつきましても、平均が毎時0.10マイクロシーベルトということで、影響がないことが確認されております。

こちらの方の放射線濃度の測定結果におきましても、災害廃棄物1キログラム当たり71ベクレルと、食品の基準と比較しても低い結果でございました。

次、お願いします。

さて次に、東京二十三区清掃一部事務組合の大田清掃工場の試験焼却結果でございます。試験焼却期間は昨年12月13日から14日間の2日間でございます。混合比率は約19%です。まず敷地境界におけます空間線量率では、搬入前後の平均値が毎時0.08マイクロシーベルトと同じで、災害廃棄物を受け入れることによる影響は確認されておられません。

放射性物質が凝縮されやすい飛灰におきましては、1キログラム当たり2,440ベクレルであり、昨年6月から12月まで測定した結果、1キログラム当たり2,135から6,530ベクレルと比べてその範囲内でも低い方でした。また排ガスの方につきましては放射能濃度は検出されておられません。

実際に埋立処分されます飛灰処理汚泥につきましては、1キログラム当たり1,537ベクレルと通常どおり埋立処分ができる水準でございました。

次、お願いします。

こちらの方が品川清掃工場の被災地の測定結果でございます。こちらの方も資料の方にデータ等ございますので、割愛させていただきます。

こちらも同様に、品川清掃工場での試験焼却結果でございます。同様に敷地境界の排ガス、飛灰等についても基準値以下ということで低い値でございました。

それでこちら、このように二つの清掃工場の測定結果から、東京二十三区清掃一部事務組合につきましては、女川町の災害廃棄物を焼却した影響が見られないことが確認されまして、3月2日から中央区にある中央清掃工場、3月19日からは江東区にあります新江東清掃工場において本格的な女川町の災害廃棄物の処理を進めております。

こちらはお手元に配付してあります資料3-2をスクリーンに映したものです。3月1日から中央区にある中央清掃工場に搬出した分の放射能測定結果です。同様に1回目の測定結果につきましては、バックグラウンドが0.10から0.12に関しまして選別エリアが0.09から0.13マイクロシーベルトでした。2回目の測定につきましても0.000から0.003、3回目の測定につきましても平均値が毎時0.09マイクロシーベルトであって、すべての測定で影響がないことを確認しております。また放射能濃度はストックヤードの方から3月3日に採取したもので、1キログラム当たり45ベクレルでございました。

なお、中央清掃工場の測定結果は参考資料の2として配付しております。排ガスにつきましては分析中ですが、飛灰1キログラム当たり894ベクレル、飛灰処理汚泥1キログラム当たり397ベクレルでございました。埋立基準でございます1キログラム当たり8,000ベクレルをクリアしております。

次、お願いします。

最後になりますが、東京都につきましては引き続き放射線量率の測定や、有害物、危険物の除去の監視など現地におけます環境対策を行ってまいります。そしてそれぞれの測定結果を今後とも東京都環境局ホームページで公表していきます。

以上で東京都環境局の説明を終了いたします。

○岩田課長 続きまして、次第の5でございます。

西多摩衛生組合の女川町災害廃棄物受入れ対応につきまして、西多摩衛生組合の島田参事より説明をいたします。

○島田参事 それでは、西多摩衛生組合の島田でございます。私の方からは組合におけます災害廃棄物の具体的な受入れ対応について説明をさせていただきます。

恐れ入ります。座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の4をご覧ください。資料の4でございます。

初めに、西多摩衛生組合の環境センターで災害廃棄物の焼却が可能であると判断いたしました検討経過についてご説明をさせていただきます。

西多摩衛生組合といたしましても、災害廃棄物の焼却については安全性の確保が最重要課題であると認識をしております。

恐れ入ります。資料の1ページの左側上段に8項目の安全確認を順次行いながら、焼却は可能であるというふうに判断をしたところでございます。

まず、災害廃棄物の処理基準といたしましては、広域処理における安全性の考え方や、処理対応等につきまして広域処理推進ガイドラインが制定をされました。最終的には放射性物質による環境の汚染や人の健康、または生活環境への影響を低減させる具体的な対応方法等を定めました放射性物質汚染対処特措法が本年1月に完全施行をされております。当然西多摩衛生組合もこの法律に従いまして女川町の災害廃棄物の処理対応をしていくこととなります。

これと並行いたしまして、東京都におきまして、今説明がありましたように、女川町の災害廃棄物を受け入れるために、女川町における放射能管理マニュアルが作成をされております。

西多摩衛生組合といたしましても現地視察を行い、災害廃棄物の分別対応や放射能の管理状況について

安全性を確認をしております。また昨年 12 月には品川清掃工場での焼却試験を視察いたしまして、災害廃棄物の受入れ態勢やごみの攪拌状況及び燃焼管理等の技術的な検証を行いました。そして本年 1 月には、先ほども説明がありましたが、試験焼却の結果について検証した結果、組合の通常ごみ焼却時と同様であることを確認をしております。

これらの経過を踏まえまして、組合議会議員の行政視察として、岩手県の災害廃棄物の受入れ状況ではございましたが、埋立処分を含めて安全に処理されていることを確認しております。

次の資料の項目には女川町災害廃棄物の安全確認についてまとめたものでございます。安全確認の 1 は現地の分別状況でございます。右側の安全確認の 2 は現地の放射能の管理状況でございます。

恐れ入ります。資料の 2 ページをお開き願います。

安全確認の 3 は試験焼却の結果をまとめたものでございます。これらについては先ほど東京都からご説明がありましたので、省略させていただきます。後ほどご参照いただければと思います。

恐れ入ります。3 ページをご覧ください。

項目の 3、焼却試験と西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時との比較についてご説明をいたします。資料左側の上段の表は排ガス、排水、焼却灰中の放射性セシウムの測定結果について被災地及び東京二十三区一部事務組合で実施いたしました試験焼却時の測定結果を東京都二十三区の全施設における通常の焼却時を西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果を比較したものでございます。

表の①から③が試験焼却で、④が二十三区の通常ごみ焼却時、⑤が西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果となっております。表をご覧のとおり、試験焼却時の排ガス及び排水中のセシウムは不検出となっております。

表の一番右側の焼却灰中のセシウムについては、女川町が 2,300 ベクレル、大田が 1,537 ベクレル、品川が 655 ベクレルとなっておりますが、組合が搬出しているエコセメント化施設の受入れ基準 8,000 ベクレルを下回った結果となっております。

また、西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の焼却灰のセシウム濃度については、現在まで 8 回ほど測定をしていますが、最低が 328、最高が 1,774 ベクレルとなっております。これらと比較をいたしましても同様な出現範囲であると判断をしているところでございます。

次に、下段の表をご覧ください。この表は排ガス中に含まれる有害物質の測定結果について、試験焼却時と通常ごみ焼却時の結果を比較したものでございます。表の①から③が試験焼却で、④が二十三区の通常ごみ焼却時、⑤が西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果となっております。

また、表の括弧の赤い数字は法規制値となっております。また西多摩衛生組合の欄の括弧の青い数字については、西多摩衛生組合の公害防止協定値というふうになっております。ご覧のとおり試験焼却の測定結果において数値が検出されておりますが、これらの数値を西多摩衛生組合の青い括弧内の公害防止協定値と比較しても、すべて協定値を下回った結果となっているところでございます。

また、西多摩衛生組合の通常ごみ焼却時の測定結果と比較いたしましても、有害物質については同様な出現範囲であるというふうに判断をいたしました。したがって、災害廃棄物を焼却しても公害防止協定値を遵守できるものと判断をしているところでございます。

続きまして、恐れ入ります。4 ページをご覧ください。

放射性物質を含みます廃棄物の焼却処理における排ガス対策につきましては、国の広域処理推進ガイドラインにおいて、バグフィルターの設置により災害廃棄物を安全に焼却できることが確認をされております。

資料下段の図は、災害廃棄物焼却に伴います西多摩衛生組合環境センターにおける放射性セシウムの流れを簡単にまとめたものでございます。まずごみと一緒に混合した放射性物質は、①の焼却炉でごみと一緒に 800 度以上で焼却をされます。このときにセシウムはガス状に変化をしていきます。次に 800 度以上の排ガスをそのままバグフィルターに通しますと、バグフィルターが焼損をしてしまいますので、②のガス調温室というところがあるのですが、ここで水と接触をさせまして排ガスの温度を 200 度以下に落します。このときに放射性物質はガス状から粒子状に変化をいたします。そして③になりますが、そのほとんどがダイオキシン対策用として吹き込まれている活性炭や消石灰、あるいは煤塵等に吸着をさせまして、④になりますが、他の有害物質と同様にバグフィルターで完全に捕集され、⑤になります。焼却灰に濃縮されて、その焼却灰が密閉されたジェットバック車で外部に飛散せずにエコセメント化施設に搬出をされます。したがって、焼却施設から外部に放射性物質が飛散することはないということでございます。また煙突での排ガス測定についても、現在まで放射性セシウムは不検出となっております。

資料右側は、西多摩衛生組合で採用しているバグフィルターについてまとめたものでございます。特色といたしましては、たばこの煙も捕集できることから、1 マイクロメートル以下の非常に細かい粒子もほぼ完全に捕集できる性能であること、ろ布の表面がテフロン製の非常に剥離性の高い膜となっているため飛灰が付着しにくいことから、ダスト等が簡単に払い落とせるということが挙げられます。

続いて、恐れ入ります。資料の 5 ページをご覧ください。

ここからは、当組合における災害廃棄物の具体的な受入れ対応についてご説明をいたします。まず当組合のごみの受入れ状況でございますが、もうご承知のとおり大きく分けて 2 種類の可燃ごみが搬入をされています。家庭系生活ごみが主な成分の一般可燃ごみと、それからもう一つはリサイクルセンターから搬入される木くずや軟質系プラスチックが主成分の選別可燃ごみというふうになっています。

これらの 2 種類のごみは、中段の図にも示したとおり、まず赤枠の①が選別可燃ごみ専用、緑色の②が一般可燃ごみ専用として別々に投入をされます。これは燃え方の違う 2 種類のごみを受入れの段階で区分をし、少しずつ攪拌、混合させて、安定した燃焼を図るために必要な措置となっております。この作業は攪拌作業と言いまして、清掃工場ではごみ焼却におけます重要な作業となっておりますのでございます。

現在の攪拌作業といたしましては、一番下に書いてありますが、ごみクレーンを使いまして約 3 トンの一般可燃ごみに対しまして①のエリアから約 200 キロから 400 キロ程度の選別可燃ごみをつまみまして、8 ブロックに分かれている②のエリアのブロックごとに移動させまして、混ぜ合わせて均一にした後、③のスペースに移動させてそのごみを焼却をしております。

次に、資料右側の 3 項目の選別可燃ごみと災害廃棄物の混合割合についてご説明をいたします。当組合の焼却炉はごみを安定的に焼却するためにいわゆる焼却ごみの発熱量、これは 1,100 から 2,800 キロカロリーに設定をしております。このためピット内のごみを攪拌混合しまして 1,100 から 2,800 キロカロリーの設計範囲内の燃料をつくり焼却をしているということでございます。

組合では、過去に高いカロリーの廃棄物を焼却した実績がございまして、経験上から一般可燃ごみに対する混合割合が 15%以下であれば安定的に焼却できることを確認をしているところでございます。したがって、混入率が 15%までの受入れをしても問題はないものと判断をしているところでございます。

次に、混合率を 15%にした場合の具体的な受入れ量等についてご説明いたします。まず 4 項目目の現状の混入割合の状況をご覧ください。23 年 4 月から 10 カ月のごみ搬入データを見ますと、一般可燃ごみが 92.8%、選別可燃ごみが 7.2%となっております。

これらを実際に焼却する際のクレーン 1 回のごみ投入分に換算したのが右側の表でございまして、クレ

ーン1回分のごみ投入分約 3.2 トンに対しまして、既に7%のカロリーの高い選別可燃ごみが混入をしております。

したがいまして、先ほど混入率を 15%というふうなことの説明をしましたが、15%にした場合の災害廃棄物の受入れ余力は8%というふうになるわけでございます。そしてこの余力分の8%をクレーン1回分のごみ量に換算したものが、ちょっと細かくなりますが、矢印の一番下の表になります。クレーン1回分の災害廃棄物の焼却量といたしましては、全体の 3.2 トンに対しまして混合率 15%の場合は 248 キログラムの災害廃棄物を混ぜながら焼却をしていくということになります。

次に、6 ページをお開き願います。

左側の焼却に移りますが、1日西多摩衛生組合は 160 トンのごみ焼却をいたします。この 160 トンのごみ焼却というのは、クレーンの投入回数でいきますと約 50 回となります。単純計算で先ほどの 248 キログラムに 50 回を掛けますと、1日当たりの災害廃棄物の焼却量は約 12.4 トンの焼却が可能となります。そしてこれを1カ月当たりの焼却量に換算すると、月約 460 トンの焼却が可能ということでございます。

次に、項目の6の災害ごみの搬入日数でございますが、通常のごみ搬入日の週5日ですね。月平均 22 日を予定しているところでございます。したがいまして、先ほどの月 460 トンを平均搬入日数の 22 日で割りますと、1日当たり約 20 トンの搬入量というふうになるわけでございます。これが災害廃棄物の受入れに伴う西多摩衛生組合の基本的な考えでございます。

次に、項目7の当面の対応をご覧願います。ただいま 20 トンの受け入れをしまして、月 460 トン焼却していく考えであることをご説明いたしましたが、白枠に記載のとおり、災害廃棄物の受入れは我々としても初めてであることから、まずピット内の攪拌作業のマニュアルをつくったり、燃焼状態の確認とか有害物質の発生状況、これらを確認しながら安全に焼却をしていく考えでおります。

したがいまして、これらの項目を確認する期間を、当面混合率を 10%、月約 165 トンの焼却を予定しております。搬入日数についても攪拌スペース等の確認をするため月 15 日の搬入で、搬入日数の1日当たり 11 トンを予定をしているところでございます。そして4項目ほどの確認をした後、混入率を 15%で、日量 20 トンの受け入れをしていく予定でございます。

次に、項目8になります。災害廃棄物焼却に伴います環境対策についてご説明をいたします。(1)は現在公害防止協定に基づき実施をしております環境測定でございまして、引き続き測定をいたします。

そして、(2)は 24 年 1 月より放射性物質汚染対処特措法が完全実施をされ、排ガス、排水、焼却灰についてはセシウムの 134 と 137 の2種類について月1回の測定をいたします。また空間線量については週1回組合敷地境界の東西南北の4地点を測定をいたします。

(3)は、これは組合の自主測定でございまして、ごみピット内で攪拌をした焼却直前の投入ごみの空間線量を週1回、また工場内の作業環境といたしまして空間線量を月1回行います。これらの測定についてはバックグラウンドデータの状況を把握するために既に測定を実施しております。今後災害廃棄物受入れ後の測定結果と比較することで安全性についての説明データとして活用をしていく考えでございます。

項目9になります。受入れ対応について5点ほどにまとめさせていただいてございます。まず災害廃棄物の取り扱いは現状の選別可燃ごみと同等とするということです。災害廃棄物の受入れ量は月約 460 トン、年間約 5,000 トンを想定しております。受け入れ日数を月平均 22 日とし、1日当たりの搬入量は約 20 トンとなります。なお、当面の焼却対応については 10%の混合率とし、攪拌作業の標準化や燃焼状態、有害物質の発生等の安全を確認しながら、最終的には 15%の混合率で焼却をしていくということでございます。

環境対策については、公害防止協定値及び法規制値を遵守していきます。このような受入れ態勢をすれ

ば構成市町の搬入ごみの焼却及び周辺環境に対しても影響はなく、災害廃棄物の受入れは可能であるといった判断をしたところでございます。

最後に、項目の 10 の今後の調整事項でございます。受入れ実施に向けての調整事項といたしましては、まず受入れ開始時期については、東京たま広域資源循環組合との調整が必要となると考えています。したがって、循環組合から焼却灰の受入れ承諾の連絡がなければ西多摩衛生組合として実質的な災害廃棄物の受入れはできないものと考えています。

また、東京都との調整は搬入経路や搬入量等の調整が必要です。経路については品川貨物ターミナルから陸送にて、首都高から中央高速を經由しまして、八王子インターあたりで下りまして、国道 16 号で瑞穂町を經由して西多摩衛生組合に搬入するのが妥当であるというふうに考えておりますが、今後調整をしていくことになります。搬入量や搬入日時についても、先ほど説明をした内容で調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、7 ページをご覧ください。

これまでの放射性物質の測定結果についてご説明をいたします。まず焼却灰でございますが、右側の表のとおりになっております。表中の一番左側、セシウムの合計をご覧ください。一番初めの測定結果は 1,774 ベクレルでございましたが、直近の 2 月の測定結果は 445 ベクレルとなっております。セシウム濃度は低下をしております。

また、放射性ヨウ素につきましては、特措法により事故由来の放射性物質から除外されたことから、1 月以降は測定をしておりません。

なお、焼却灰の放射性物質の測定については、東京たま広域資源循環組合の指示によりまして、10 月から飛灰と薬剤処理をした飛灰の 2 種類について毎月 1 回の測定を実施しております。

続きまして、8 ページの左上の表をご覧ください。

この表は排ガス中の放射性物質測定結果の一覧となっております。煙突から排出される排ガスの放射性物質の測定結果はすべて不検出でございました。したがって、大気中への影響はないものと判断をしております。

右上の 3 の表は、排水中の放射性物質の測定結果となっております。測定結果はすべて不検出ということでございます。

続きまして、9 ページをご覧ください。

西多摩衛生組合におけます敷地境界の放射線量の測定結果でございます。敷地境界線の放射線量の測定につきましては、特措法に基づきまして 1 月から毎週測定を行っております。結果については、東西南北の 92 回の測定で時間当たり最小が 0.066 マイクロシーベルト、最大が 0.091 マイクロシーベルト、平均が 0.079 マイクロシーベルトとなっております。

恐れ入ります。10 ページ、11 ページをご覧ください。

こちらは自主測定の結果でございます。10 ページは焼却直前の投入ごみの放射線量の測定結果でございます。毎週実施をしていくことになります。この放射線量の測定につきましては、羽村・瑞穂両協議会からの測定要請があること、また現在災害廃棄物受け入れ後の維持管理に対する参考データとして活用するため、昨年 10 月より週 1 回の測定を実施しております。測定結果といたしましては、22 回の測定の平均値として毎時 0.05 から 0.06 マイクロシーベルトで推移をしているところでございます。

最後に、11 ページについてでございますが、これは工場棟の放射線量を測定しております。結果としては、対策基準値の 0.23 マイクロシーベルト以下の結果となっております。今後もバックデータとして毎月

1回測定をしていきたいということでございます。今後災害廃棄物を焼却した場合も同様な測定をいたしまして、焼却前と焼却後と比較していくことで安全性の説明をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

○岩田課長 以上で説明は終わりますが、引き続きまして議題の6、質疑応答に入らせていただきます。

ご質問等がございましたら挙手をしていただきまして、町名とお名前をお願いいたします。

なお、マイクをお渡しいたしますので、マイクを使ってお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

○質問者

私が、被災地女川もそうですし、被災地の方々の気持を考えると、もう今日からでもすぐ受入れるべきだと思っております。福島も1年経ってやっと受け入れるというのは遅すぎると思っているぐらいなのですけれども、先ほどお話の中で受入れ開始をするに当たって、東京たま広域資源循環組合の方のオッケーが出なければ受入れがなかなかできないということなのですけれども、東京都の方ではもしそこがオッケーしなかった場合にはどうしていこうとか、そういうのはもう決めているのでしょうか。まだ決まっていなければ、オッケーが出なくても何とか羽村の方で焼却処理できるように進めていただければと思っております。

○岩田課長 ありがとうございます。ただいまの質問の内容でございますが、循環組合受入れ態勢というような、受入れについてというような内容だと思っております。

○島田参事 それでは、先に西多摩衛生組合の方からお答えします。

西多摩衛生組合の焼却灰というのは日の出の方のエコセメントに搬入しております。実態としては災害廃棄物の焼却灰と通常ごみの焼却灰を分離することは不可能でございます。したがって、それがそのままエコセメントにいくということでございまして、これはいろいろ日の出の方も協定書がございます。そういうふうな今後、日の出の方の方々と資源循環組合の説明によってその辺の協定が結ばれない限り搬入できないということなので、西多摩衛生組合としては災害廃棄物の受入れはできないなというふうに考えております。

東京都としては、変わりますので。

○今井課長（東京都） 協定書の方は東京たま広域資源循環組合と日の出町や地元自治会等で結ぶということになっているのですけれども、都としましても災害廃棄物の受入れに当たっては総合調整ということをしておりますので、実際にその協定の締結に当たって円滑に進むように調整をしていきたいと思っております。

○岩田課長 よろしいでしょうか。それではほかどなたか。

○質問者

大田清掃工場のその飛灰なのですけれども、ただの飛灰ですけれども、放射能濃度か、例えば飛灰で2,440 というのが出ていますよね。これがその後の経緯で18.7%ということは絶対値でいえば100%であれば1万ベクレルを超えるのではないですか。これはちょっとおかしいと私は思うのですけれども、8,000ベクレル、国の決めた8,000ベクレルをはるかに超えるのではないですかね、100%ですと。これが一つと、もう一つは女川町から先ですね。空間線量は高くてもベクレルというのは測ってないと思っております。そのベクレルと空間線量の関係を手計算なんかで相関関係をつくったことはあるのでしょうか。それもあって、空間線量で測って安全だというのは根拠はほとんどないと思うのですが。

○岩田課長 ただいまの質問は2点ということで、焼却灰の測定濃度の関係と、女川町の空間線量の関係のご質問だと思います。

○今井課長（東京都） 大田清掃工場の資料3の1のところだと思います。ご質問の方は、飛灰のところで放射能濃度が混合比率で18.7%で、2,440ベクレル出ているので、これを100%にしたら8,000を超えるのではないかということなのですけれども、その比較の左側の、大田清掃工場23年の6月から12月ということでご覧になっていただきたいと思います。こちらの方は、この間の大田清掃工場で測定した焼却灰のデータです。残念ながら昨年3月の福島第1原発の事故の影響というのは都内全域にわたっております。そちらの方は二十三区、多摩地域もそうですけれども、昨年の6月から大田清掃工場だけではないのですが、都内の清掃工場から排出される焼却灰の放射能濃度は、このような形で一定の濃度が出ております。

そういった中で女川町の災害廃棄物は、向こうで放射能濃度や、空間線量率を測った上で埋立基準の8,000ベクレルを超えないものを確認して搬出しています。また、多摩地域の方は日の出町のエコセメントに入れる場合の8,000ベクレルという基準がございますので、同様に8,000ベクレルを超えないように被災地の方で放射能濃度や、空間線量率を測って運んでいきます。こちらの方は2,440で18.7%だからこれを100%にすれば8,000を超えるのではないかということなのですけれども、通常の区民の方から出されたごみに18.7%の混合比率で災害廃棄物を混ぜて焼却し、その焼却した飛灰の結果が2,440ベクレルということです。通常のごみの中の焼却飛灰でも一定の放射能濃度が出ておりますので、そのような結果になっているというような状況でございます。

それと、女川町の空間線量率と放射能濃度の相関というものなのですが、先ほどの資料でもそうですし、DVDの中でも2回目の測定のところ、コンテナごとに遮蔽体の中に入れて空間線量率を測っているところでございます。

こちらの方は一応被災地の方で放射能濃度と遮蔽体内の空間線量率の、相関性をデータとして取っております。その中で可燃性の災害廃棄物につきまして大体その測定した結果ですけれども、0.005から0.01マイクロシーベルト以下です。この物質の濃度を測定しますと240ベクレル以下というような相関性のデータがございます。それで都としましては遮蔽体の中での空間線量率については、測定誤差もございまして、0.01マイクロシーベルト以下というような基準を設け、遮蔽体の中での線量を測っているところでございます。

物質の放射能濃度240ベクレルが、国の方の一応目安、放射能濃度の搬出の目安ということにはなっているのですが、災害廃棄物を焼却して、それがすべて飛灰になったときに33倍になるということで8,000ベクレルということで、その目安としての数値240ベクレルがあります。遮蔽線量率が0.01マイクロシーベルト以下なら、濃度として240ベクレルを超えないという一定の相関性から、8,000ベクレルを超えない基準240ベクレルと遮蔽体の中で空間線量率を測定しているわけで、この相関性を見ながらスクリーニングの一つの測定方法として取り入れているところでございます。

また、放射能濃度につきましても1カ月に1回測定しております。今回の中央清掃工場、3月に測定した結果が45ベクレルというような数値でございます。

○岩田課長 よろしいでしょうか。それでは、次の方。

○質問者

私はテレビで見たりする範囲しかよくわからないのですが、一つとしては一番根本原因、気になるのは東電と政府のやり方についてはもう本当にこれは嘘が大部分だと思っているのはあるのですね。そういう

中でテレビなんかでいろいろなところで焼却をしているところでは、放射能が心配だということですけども、私は焼却で放射能が心配ということよりも、それよりも前にもう今でも福島のおそから出ていると思うので、そちらの方がもう心配で、だから焼却によって今も、先ほどからもいろいろ放射能はこうやっているとというのは半分くらいは信用して半分くらいはちょっと不安なのですけれども、初めは私はごみを焼却するのは賛成だったのですね、被災上。だけどいろいろなことを聞いていると、今日も見ていて選別処理施設がとっても女川町などすごいちゃんとできているなというのを、随分頑張っているのだなというのを感じたのですけれども、あんなに丁寧に選別しているのだったら、私は安全に焼却ができるならば現地でコンクリートと混ぜたりして埋め立てにできないのかななんていうのを一つ感じました。

それからあとは、危険物と有害物はどうしているのかなというのがあります。

あとは、いろいろあったのですけれども、そんな感じで、それとすごく安全に木くずなんかを処理していましたよね、細かく。あれはわざわざこっちの羽村に運んできてやるよりも、なんか遠くに、こんなところに運んで、私は焼却することでそんなに放射能が出るか出ないかというのは半々の気持なのですが、全く信用しないわけではないので、これだけの表が出ているのはそれはそれなりに信用しているのですが、遠くに運んでやるということについて、もっと現地では利用あれをできないのか、あんなに丁寧にやっているのに現地で利用できないのかなというのをすごく感じました。

以上です。

○岩田課長 ただいまの質問の内容でございますが、災害廃棄物につきまして現地での処理、あるいは利用ができないか。もう1点が危険物ですね。有害物の処理はどうしているのかというような点だったと思いますが、その点、回答の方よろしくお願ひいたします。

○今井課長（東京都） 現地の方で処理できないかということなのですけれども、女川町の方では災害廃棄物が44万トン出ているうち、いろいろとリサイクル等もしているということでございます。例えばコンクリートの殻ですとか、そういった物は被災地の方ではこの地震によって地盤沈下がしておりますので、そういった地盤沈下を戻すための埋め戻し材ですとか、または木くず等につきましても可燃性廃棄物も大体15万トンぐらい出ております。そのうちの5万トンくらいは上質な木材ですとか、そういった物は被災地の方でリサイクルをしているところでございます。

ただ、どうしてもやはりリサイクルできない可燃性の廃棄物につきましては広域処理をお願いしたいということで、被災地の方であいったチップ化をして運んできているところでございます。本当にチップ化をしている物を見ますと、あれを災害廃棄物というのかなと思うのですけれども、逆にあれをリサイクルできないのかなとも思います。あれを固めて例えば木版のボードですとか、そういった物に技術的にはリサイクルできる技術というのがあります。

例えば、放射能濃度も45ベクレルです。100ベクレル以下ですとリサイクルに回せるクリアランスレベルでございますので、本来でしたらリサイクルにも回せる放射能濃度なのです。東京都の事業スキームの中でも、先ほどの資料の中の1ページ目なのですけれども、こちらの方でも一番右のところのリサイクル事業者というところがございます。当初リサイクルにも回したいと思っていたのですけれども、皆さんの放射能に対する心配というのがございまして、どうしても今の状況ですとリサイクルに回したいと思っても回せないというような状況がございまして、そういったところで、向こうで処理できない物につきまして広域処理という形で都内に運んで焼却というような手段をとっているところでございます。

それと、危険物、有害物につきましては、確かに危険物、有害物につきましてご心配なことも多いかと思ひます。それでDVDの中にもございますように、徹底して一時仮置き場、または手選別のラインの

過程で人の手、または機械等によって土砂等を落して、危険物ですとか不燃物とかを徹底的に選別をして持ってこないようになっております。こちらに持ってくるものは木くず、プラスチック類、その他の可燃物ということで可燃性の物で、危険物、有害物については被災地の方で適正に処理をしているということでございます。

○岩田課長 よろしいでしょうか。それでは、次の方。

○質問者

町内には羽村三中、武蔵野小があります。三中が西多摩衛生組合の敷地と隣接しております。武蔵野小学校は道路一本を隔てて接しております。万一西多摩衛生組合が事故などにより外部に放射性セシウムが飛散した場合は大変な事態になります。そこで二つの質問と要望が1点あります。

1点目は、東京が震度7クラスの巨大地震に襲われる可能性が想定されています。巨大地震が羽村市、西多摩衛生組合に襲った場合どうなるか、それがまず第1点です。

2番目は、電源の供給が途絶えた場合どうなるかということです。

最後に要望です。国は東北被災3県の被災がれきを処理する清掃工場に対しては、西多摩衛生組合がそうなのですが、原子力発電施設と国はみなしております。適用しております。私は今メモを見ながら言っておりますが、いわゆる清掃工場を小型の原子力発電施設とみなしております。西多摩衛生組合の放射性セシウムの空間線量は今皆さま方が発表されたとおり週1回でございます。それを1日1回毎日監視することを私は要望いたします。

国の監視基準は週1回以上となっております。特に規則に違反することはないはずですが、ぜひ宮城県の女川の災害廃棄物を受入れて焼却する場合は、毎日1回空中線量を測定くださるよう要望いたします。

以上です。

○岩田課長 ありがとうございます。ただいまの内容でございますが、2点の質問と1点の要望ということで、質問につきましては、巨大地震があった場合の対応、それから電力等の供給が途絶えた場合、それから要望につきましては、週1回の空間線量の測定を1日1回でということでございます。

それでは、お答えの方をよろしくお願いします。

○島田参事 それでは、まず1点目の方の大地震が起きた場合にどうなるのかということですが、震度5の地震を感知しますと焼却炉は自動停止をいたします。それから電気の供給がなくなったらどうなるのかというと、電気が東電からきませんが、非常用発電機が働きまして施設が稼働するということでございます。

それから、最後の要望いろいろご心配があると思います。西多摩衛生組合、すぐ目の前に確かに学校があります。災害廃棄物だけではなくて通常の焼却のときにも常に小学校とか中学校がございますので、児童のことを考えながら一生懸命努力しています。

そういった面では、先ほどご説明をさせていただきましたが、やはり初めての経験でございます。安全を確認しながら焼却をしていくという基本的な考えがございます。そういった面では測定の項目、あるいは測定回数といったことも柔軟に対応をしながら焼却していきたいと思っております。

いずれにしても、周辺の皆さま、あるいは協議会とその辺の話も今後詰めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○質問者 島田課長のおっしゃることに対して、私ちょっと確認したいことがあります。

○岩田課長 ちょっとその前に東京都さんから。

○今井課長（東京都） 先ほどのご質問の中で清掃工場が原子力発電施設というような、そう考えているというようなことをおっしゃいましたけれども、清掃工場はあくまでも皆さんの市民から出されるごみを適

正に処理していく施設でございます。ごみ発電はしておりますけれども、今回の放射能という不慮の自体というのがありますけれども、それでもやはり先ほどの説明のように、その中でも皆さんからのごみを適正に処理して、放射能対策もきちっととれているというような状況でございます。

○質問者 ちょっと私に発言よろしいですか。

○岩田課長 はい、1回だけ。

(「だめだよ。さっきだめだと言っただろう」と呼ぶ者あり)

○質問者 疑問がありますから、1分間言わせてください。

○岩田課長 それでは、1回だけ。

○質問者 まず、1キログラム当たり 8,000 ベクレルというのは、国の環境省が定めた基準です。その基準に沿って清掃組合は引き受けていることなのです。

また、監視基準が1キログラム 8,000 ベクレルの環境省の基準に従って週1回以上と決めております。西多摩衛生組合は週1回と監視した。しかし法律上は週1回以上ですので、毎日空間の放射線量を測定しても別段法に違反しないわけではない。きめ細かな測定にしかないとは思っております。その点が私は疑問に思います。

以上です。

○岩田課長 それでは、次の方。

○質問者

皆さんがやはりこれだけ集まっているのは、一番は心配なことは健康に関することだと思うのですよね。私の主人も心臓が弱いのですけれども、チェルノブイリの事故のあとも癌が今すぐ言われていますけれども、心臓で亡くなった方、急性にたくさん出たのですね。それで長い、3年間なら短いと言うかも知れないのですけれども、もし心臓が悪い方がいて、それで急に亡くなったとしても、それはがれきを燃やしたからではないというふうに言われるかも知れませんね。

とにかくまず健康が一番心配だということで、まず焼却炉のそばに学校があります。それから病院、瑞穂の学校も近いのですよね。第四小学校も近くにありますが。それから羽村特別支援学校もあります。それから病院もすぐたくさん周りにあるのですね。入院している患者さんもたくさんおられます。それから幼稚園、保育園も周りにたくさんあるのですよ。そのことを考えますと、本当に子どもたちの将来、子どもたちの心配はもうお母さん方もたくさんこの中に心配されている方がいらっしゃるのではないかなと思います。

今そのことをやはりよく考えて、それで放射能は絶対なくならない。つまりエコセメントをつくってもその間放射能が出ると聞いています。ですからその焼却灰についてやはりしっかり、なんですか。あれは心配が今でもあってまだ進まないということですから、そこら辺はやはりしっかり考えてほしいなど本当に切に思います。皆さま方の健康、そのことを本当に考えてほしいなどと思います。これは要望です。よろしく願います。(拍手)

○岩田課長 ただいまのは要望ということでよろしいのでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次の方。

○質問者

実はDVDで流れた時点、流れたのは11月時点の女川町の状況だったと思うのですけれども、その報道のあとでがれきの処理が片付いているので、今はがれきの処理よりも現地雇用を創出してほしい、現地に焼却施設をつくって働く場所をつくってほしいというような意見が多いというふうに聞いています。それ

は先月、知り合いが女川町にボランティアに行ったときにもやはり同じことを聞いてきています。

僕は羽村で燃やすことに反対しています。その理由については、羽村は既にかなり汚染しているのです。調べている人がいるかも知れないのですけれども、昨年6月の時点で緑ヶ丘の土が1平方メートル当たり1万530ベクレルの汚染がありました。11月にこんぴら山公園でもう一度その場所の土を測ったときに2万2,035ベクレル、半年間で大体1万ベクレル増えています。汚染が日々広がっていると考えています。羽村に住んでいる3歳の子ども2人のおしっこの中の放射性物質を調べたところ、1人から0.3ベクレル、1人から0.65ベクレルということで、実際に住んでいる人から放射性物質も検出されています。

先日静岡県島田市でも試験焼却が行われましたけれども、約40%の放射性物質が行方不明になったということが言われています。これはどこにいったのかわかりませんが、外に漏れている可能性もかなり高いと考えております。

保安員の方に確認をとったという記事があったのですが、それではバグフィルターでは放射性物質、ガス化したセシウムはとらえられない。ゼオライト等を噴出してさらに水の中を、ガスの水の中をくぐらせるというような設備を使わなければセシウムはとれないと言っていました。

2006年にアメリカ科学アカデミーでは、放射性物質を含む物を燃やしてはいけない。燃やすと放射性物質をとらえることが不可能だということで、アメリカでは放射性廃棄物に関する物はすべて埋め立てに使うというふうな方針になりました。

質問としては二つありまして、そのように世界的には放射性物質を含む物を燃やしてはいけない、恐らくその放射性物質をとらえるのがほぼ不可能だというようなことが、流れがありますけれども、それについてどう考えているかを聞かせていただきたいのと、もう一つは、バグフィルターで放射性物質を完全に止めることはできないと、ほとんどというか、バグフィルターメーカーの人たちは認めていますけれども、そのことについてどのように考えているかお聞かせください。

○岩田課長 質問は2点ということでございます。放射性物質を焼却することの是非というか、よろしいのかどうか、それからバグフィルターで完全にとらえることが、捕集できるのかという点でございます。よろしく願いいたします。

○今井課長（東京都） 昨年の3月の福島原発の影響が都内にもあるということを皆さんご心配なさっているという、いろいろな声を聞きます。前にもおっしゃいましたように都内の清掃工場の焼却灰からも、一定の放射能濃度の焼却灰が出たというのが昨年の6月でした。江戸川清掃工場から1万2,000ベクレルの放射性物質の濃度の灰が検出されました。東京都としましても、ほかの清掃工場はどのようなだろうかということで、すぐに二十三区の全部の清掃工場、または多摩地域の全部の清掃工場の焼却灰と排ガスの検査をしてもらいました。

その結果ですけれども、そのときは非常に心配もしていました。バグフィルター等は付いておりましたけれども、本当に大丈夫なのか。その結果ですけれども、都内のすべての清掃工場の排ガスからは不検出ということです。

それでは放射性物質はどこに集まっているかということと灰の中で凝縮しています。それを今二十三区では都の管理する埋立処分場で、多摩地域では日の出町にあるエコセメント化施設で、安全に管理をしているということです。その後二十三区の清掃工場でも毎月1回排ガス、焼却灰、空間線量率等を測っております。今二十三区の清掃工場ですと130検体ぐらいもう超える検体がございまして、排ガスについていえば、そのすべてが不検出でございまして。

それは、そういった中で清掃工場の性能については、やはり焼却に対する市民の皆さん、区民の皆さん

の心配というのが非常に高いということで、それに対応する設備というのが必要であると考えています。これは民間の焼却施設もそうなのですから、十分な能力を有する排ガスの処理設備、バグフィルターですとか、活性炭吹き込みですとか、洗煙設備ですとか、または処理能力が 100 トン以上、100 トン以上になりますと廃棄物処理法上、排ガス中の煤塵ですとか、窒素酸化物ですとかの規制が最も厳しくなる施設になります。それですとかダイオキシンの規制値、新設で  $0.1 \text{ ng-TEQ/L}$ 、既設では  $1 \text{ ng-TEQ/L}$  というような条件を設けまして焼却してもらうというようなことになっております。多摩地域においてもやはりいろいろ清掃工場がある中でこの西多摩衛生組合が一つの焼却する清掃工場になっております。そういった中で皆さんに安心してもらうということで、その測定結果等は常に皆さんにお知らせしながら今後進めたいと思っております。

測定結果につきましては、先ほど言いましたように多摩地域におきましても、二十三区におきましても百数十検体すべて不検出という形になっております。

○岩田課長 それでは、次の方。

バグフィルターの関係のお答えが。バグフィルターはそのお答えでよろしいでしょうか。

○質問者 メーカーが、これは聞いているのですから、それに対する見解はどうかということですか。

○今井課長（東京都） メーカーが、それは私どもは確認してないのですけれども、ただ、データとしても、東京都内の清掃工場は不検出という結果です。

○質問者 それが不検出という、検出方法は特措法に基づいているだけで、その前の原子力基本法には基づいてないので、より厳しい原子力基本法に基づいて排ガスの測定をしなければ信用できないと思いますけれども。（拍手）

○今井課長（東京都） この災害廃棄物の処理につきましては、特措法で 8,000 ベクレル以上のものにつきましては、国が処理をするということになっておりますけれども、それ以下のものにつきましては廃棄物処理法の中で通常の廃棄物と同様に処理をしていくということで、廃棄物、清掃工場等でも適正に処理をしているということでございます。

○質問者 8,000 ベクレル以下、その前も、何だろう。

○岩田課長 以上で今のお答えは終わりでございます。

続いて、ほかの方。

（「答弁はうそばかり。それを認めてはだめだ」と呼ぶ者あり）

（「静かにしろ」と呼ぶ者あり）

（「また馴れ合いのことを言ってる。だめだよ」と呼ぶ者あり）

○質問者

今日ここへ出席させていただいたのは、こういう会合だと反対意見がほとんどの方が出てくるのです。賛成意見は非常に、どういうわけか賛成する人はあまり出てこないのです。

私はぜひがれきの処理を 1 日も早く、先ほども女川町の市長さんが出ていました。それから市民の方も出ていました。本当に現地に行けば非常に困るのだろうなとしみじみ感じます。そして先ほど安全というのは、非常に細かに本当に丁寧にやっているのだなと、こんなに金をかけ過ぎて、先ほど意見でもありましたけれども、あんなに金をかけてコンテナ一つを東京駅からこっちまで運んでくるのが本当に、それも 15%をその中に入れるとかと言うので、なんか非能率的で、もっと早くやってやればいいなと思っております。

どうせやってやるのだったら、なんですか、生ごみとか何かに、一般の中に 15%入れるのですか。もっ

と、安全なので、全部一緒にどんとやった方がよほど処理が早く終わって、女川町の人も助かるのだらうなというふうに私は思っております。

そういうわけで、放射能、放射能と先ほどから大きな声で出ていますけれども、先ほどの説明で放射能は安全だということで説明会を今日もやっているのではないのでしょうか。（拍手）ですから私どもは行政が安全だということでぜひ、15%なんて言わないで、100%ぼんと燃やしてやって早く処理してやった方がいいと、私はそういうふうに思っております。（拍手）

○岩田課長 ご意見ということでよろしいでしょうか。

それでは、ほかの方。

○質問者

意見なのですが、先ほどからいろいろ説明を聞いていましたけれども、安全は行政が担保してくれるということで、私たちはせめてもの、遠い地方で起きている災害ではなくてこれは日本の国民、同胞が苦しんでいる災害なので、それをせめても我々ができる協力としてここでイエスということを含んで確認して、そして行政に、専門的なことは東京都、国に努力していただいて、一刻も早く復興を遂げてもらいたいと思います。

以上です。

○岩田課長 ご意見ということでよろしいですね。それでは、次の方。

○質問者

私の考えなのですが、私は受入れは見送った方がよろしいかと思えます。

4点質問させていただきます。1点目ですが、被災地の声、先ほどDVDにありましたが、直近の3月20日何日ですか、雑誌に女川町の市民の声が出ていました。それは被災者に必要なのがれき処理よりも住宅だと、がれきはもう仮置き場に置いてあって生活のためにもう支障はないので、それよりも住宅を何とかしてほしいということはインフラですね。欲しいということでした。確かにDVDにもあったかと思うのですが、こういった意見もあるということを含んで、被災者の声を聞くということが必要だと思えます。

2点目ですが、8,000ベクレルの基準ですね。これはちょっと受入れられないと、ほかに放射能の試験の範囲だと。（聴取不能）

3点目ですが、8,000ベクレルなのですが、一生懸命皆さん測っています。遮蔽して測っていると言いますが、冷蔵庫みたいなものにちょこんと乗せて測っているものなので、それが0.01マイクロシーベルトという値は、そういうところで市民はなかなか信用できないと、こういうことでやはり信用が得られないということで、（聴取不能）もうしばらく様子を見て判断した方がいいのではないかなと思います。

意見ではなくて質問があります。今日の説明会は羽村市を対象にやっているわけですが、構成市町は青梅市、福生市もごぞいます。そちらに説明するおつもりはあるか、東京都としてどのように考えているかお聞かせ願えればと思います。

○岩田課長 ただいまのご質問は4件でございますね。被災地での住宅の要望等の対応、あるいは2件目は8,000ベクレルの基準について、それから3点目はシーベルトの基準の関係ですね。

○質問者 質問は1点目だけでいいです。最後のだけでいいです。

○岩田課長 構成市町以外の、構成市町の羽村市、瑞穂町以外の青梅市、福生市の説明会の対応の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○島田参事 説明会の対応ということでございまして、私の立場からいうと西多摩衛生組合ですから、西多摩衛生組合は周辺の1万世帯の方々と公害防止協定を結んでおります。約17町内会がございます。ですか

らその町内会を通じて説明要請がくればいつでも組合としてはそこで説明をします。

それからもう一つは、羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町の3市1町で共同処理をしております。西多摩衛生組合周辺以外の市民の方の説明対応としては、これは各自治体、構成市町がお決めになるということで、羽村市さんと、瑞穂町さんは今日こういうふうな形でやりますけれども、その考えは各自治体が判断をして決めるということなので、今後青梅市とか福生市さんはこれから独自に判断をして、実施するかどうかを判断をしていくというふうになると思います。

いずれにしても、西多摩衛生組合は周辺1万世帯にきちっと説明対応をしていくと、こういった考えでございます。

（「島田参事、すばらしい答弁ありがとう」と呼ぶ者あり）

○質問者 東京都からの回答もありません。

○今井課長（東京都） 東京都としては、こういった地元のそれぞれの自治体、または一部事務組合が受け入れて説明会をするということに対して一緒になって説明をしていくということでございます。

○岩田課長 続いて、次の方。

○質問者

今回この資料を見させていただきましたが、災害廃棄物の流れ、本当にいろいろと細かく書いてあって、よくわかりました。

そんな中で先月、自分の仲間が宮城の方にいるのですけれども、家族4人、津波で逃げている途中で親2人、妹と一緒に逃げていました。本人と一緒に逃げていました。でもその津波に、がれきに挟まれて亡くなってしまいました。それでいまだにまだ見つかっておりません。

それで一応、そういう話をいろいろとこのたび聞いて、自分も女川町ではないのですけれども、向こうの方へ行ってまいりました。ぜひこの復興を早く、もう本当に1日も早くやっていただいて、阪神・淡路大震災のときと、あのときもみんな日本じゅうが一つになってこういうふうにしたわけですから、ぜひ1日も早くこういうふうなことを、がれきの受入れをしていただいて、よろしく願いしたいと思います。これは要望です。

以上です。

○岩田課長 ありがとうございます。要望ということでございますね。

それではあと、時間も大分近づいてまいりましたので、ご質問につきましては、あと2人ぐらいということにさせていただきますと思います。

（「島田課長に対して疑問があります。聞きたい」と呼ぶ者あり）

○質問者 質問いたします。2点。短く言いますので、かいつまんで答えてください。

まず一番最初、公害防止協定書なのですが、さっき島田参事の方から出ましたが、私はこの公害防止協定書にかかわりました後に、繰り返したのであれば私の見識がないのですが、この公害防止協定書に今回の焼却は反しております。まず公害防止協定書の第1条の3項目「工場に搬入するごみは構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の区域内から排出される可燃ごみ及び西多摩衛生組合が別個に加盟する多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づくごみに限る」というふうになっております。

多摩地域ごみ処理広域支援体制に今回の廃棄物の処理に関しては該当しないということはおもう既に西多摩衛生組合の方から伺っているのです。ということになると、この焼却そのものがこの公害防止協定書に違反しているということになります。ですからこれは処理できないのだと私は認識しております。

それから、2点目です。この施設を選ばれた理由です。この西多摩衛生組合が。東京都の中にごみ処理施設はたくさんありますね。その中から今回、全部ではありませんけれども、幾つかのごみ焼却炉、23区に関してはやるので、輪番制にしております。しかし、三多摩に関しましては、多摩地域に関しましてはやはり全部の焼却場の中から全部を選んだわけではなくて、やはりチョイスをしまして、ここに関してはこの西多摩衛生組合のように2年間継続です。それを受ける要素、処理能力の問題でそういうふうになったのかもしれないけれども、処理能力以外に、先ほどの方がおっしゃっていましたけれども、この西多摩衛生組合の周りには神明台3丁目、富士見平、双葉町、緑ヶ丘3丁目、1,600でもおかしくないような数字でありながら低い。それだけ近隣に及ぼす影響は強いわけですね。僕たちの考えていることをもし考慮するならば、この西多摩衛生組合を選んだというその根拠は、やはりこの西多摩衛生組合になるべきではないと私は考えています。(拍手) これは要望です。

説明会、先ほど再三構成する町内会に要望があればと島田さんはおっしゃいましたけれども、町内会ではなくて、今回このことをきちんと説明しなければいけないようなことは学校に関してです。羽村市はぜひとも、たくさんある学校の中で二中也含まれます。それから羽村高校も含まれます。そういう学校に対してきちんと、健康に対する、子どもたちに、子どもたちの意見を吸い上げる機会が一度もないではないですか。この子どもたちに対して説明をすべきだと、そのことが私たちの未来に対する責任だと考えているのですが、いかがでしょう。(拍手)

○岩田課長 ただいま2件の質問と1件の要望でございます。

1件目の質問につきましては公害防止協定との関連の質問、それから2点目は西多摩衛生組合が選定されたその理由ということでございます。それでは公害防止協定の方を。

○島田参事 それでは、西多摩衛生組合の公害防止協定の内容ということでいろいろご指摘があったとおりでございます。公害防止協定の第10条に、お互い疑義があったら協議をして決定をしていくと、こういった条文がございます。

西多摩衛生組合としては、今回の受入れは、先ほどからもお話があるように、これはもう本当の大規模な災害における被災地支援という、普通のごみの広域支援ではないという認識を持っております。あわせて、当初羽村市の方からも経過として二十三区の全区長、あるいは多摩地域の全市町村長が7月に受入れの方針を打ち出したと、こういった経過がありますので、これは特別なごみ処理だというふうに考えまして、実は今、羽村市と瑞穂町の協議会の方に第10条に基づいてこういう特別なごみ処理なのでぜひご理解をいただきたいと、こういった文書を、要請依頼を出しているところでございます。したがって、10条に基づいて協議をしていくと、こういうふうなスタンスでいます。

○今井課長(東京都) それと、西多摩衛生組合を選んだという理由ですけれども、先ほど言いましたように皆さんが災害廃棄物の焼却につきまして非常に大きな不安を持っているということで、これはもう災害廃棄物だけではなくて通常排出されるごみについてもそうなのですけれども。焼却に対する不安に対して、焼却する施設につきましては、受入れ対象施設の条件としまして、東京都としまして、一度言いましたけれども、処理能力が日量100トン以上、十分な能力を有する排ガス処理装置、そちらの方はバグフィルターですとか、排ガス洗浄装置や、脱硝装置や、活性炭の吹き込み、こういった設備は放射性セシウムを除去していく能力を有するということです。それとダイオキシン規制値が既設炉1ng-TEQ/L、新設炉で0.1ng-TEQ/L、今非常に電力不足ということもございまして、発電設備を有する、こういった施設を対象に、これは自治体の処理施設だけではなくて民間の焼却施設もそうですけれども、これを焼却施設については受入れ条件としております。

それで、その中で多摩地域につきましては西多摩衛生組合を含む7施設、二十三区につきましては全部の清掃工場がこれに該当します。二十三区につきましては二十三区清掃一部事務組合という一つの組合がすべての清掃工場を管理しており、その中で4月は当初2工場、それ以降4工場ということで順次焼却施設等は拡大していくということで、これは二十三区清掃一部事務組合の方がこうやっていくということを決めていくということでございます。

○岩田課長 それでは、時間も経過いたしましたので、最後の質問ということでお受けいたします。

○質問者

広域処理についてなのですが、阪神・淡路大震災のときのがれきは2,000万トン、今回東日本大震災のがれきは2,300万トンと言われていまして、前回、阪神のときはほぼ兵庫県で処理したとされているのですが、なぜ今回このように全国に広域的に処理をするようになったのかを教えていただきたいと思っております。

今現在、岩手と宮城でも25基の焼却炉建設予定で、既に稼働しているのもありまして、亶理地区でも今3基稼働して1日500トン、24時間稼働して1日500トン処理できるような状況となっているのに、羽村市ではたかが1日搬入20トン、わざわざそれを受入れる理由があるのかなということで、どうしてこのような広域処理をしなければいけないのか教えていただきたいと思っております。(拍手)

○岩田課長 それでは、広域処理についてのご質問でございます。よろしく申し上げます。

○今井課長(東京都) これは東京都が答えするようなことではないかと思うのですが、東京都の考え方としてご説明いたします。

広域処理につきましては、岩手県で大体500万トンぐらい出ておりまして、その10%ぐらいを広域処理に回す。宮城県につきましては1,500万トンぐらいのものを、災害廃棄物のうち大体20%、350万トンぐらい広域処理に回す。それ以外の物はそれぞれの各県で災害廃棄物の処理計画をつくって自分のところで処理をしていくという方針が出ています。

この自分のところで処理をしていく、具体的には仮設焼却炉をつくる、または近くの大きなセメント工場等民間施設があつてそこで処理するですとか、さもなければ津波の被害に遇っていない自分のところの清掃工場が処理ができるというようなことで、基本的には被災地の方で処理をしていくというのが基本でございます。

ただ、その中でどうしても地理的に、例えば岩手県、宮城県も三陸海岸ですとか多くを、陸地の方が津波被害に遇ったということで、平地も少なく、または自治体の清掃工場も損傷しているというような状況の中で、自分のところでは処理できないところを広域処理に回したいということが、それが岩手県の大体12~13%、宮城県の20%ぐらいあると聞いています。

それで、先ほど亶理地区、これは仙台市の例だと思うのですが、例えば仙台市の例、こちらの方は昨年4月の下旬から5月の中旬にかけて、これは多摩地域の自治体でも応援に行っていました。実際に清掃車と職員を派遣してそれぞれ津波被害に遇った家から廃棄物を清掃車の中に積んで、今仮設焼却炉が建っている仮置き場のところまで運ぶ作業をしました。清掃車が大体延べ100台、人員が300人ぐらいでした。

このときに、清掃車やダンプに積み込む段階からがれきとして混合にしないで、それぞれ一つ一つの清掃車がこれは可燃物、これは不燃物、それと家電等で、その積み込む段階から徹底して分別をしていました。仮置き場につきましても100ヘクタールの仮置き場がございます。これは仙台市の市有地、または国有地が使えるということで、そこに3基の仮設の焼却炉が建っているところでございます。

こういった仮設焼却炉を設置できる地理的条件等が満たされているところというのは非常に少ないところかなと思います。多くの被災地が先ほどの仮置き場に山積みになっている、ただ仮置き場には確かに積まれておりますけれども、仮置き場から撤去しないことには被災地の復興というのは進まないと思います。

雇用という言葉がありますけれども、がれきを処理することが地元にとっての雇用なのか、雇用というのはどういうことなのか、被災地にとっての雇用というのはやはり地元の産業、水産加工業であったり、または漁業を復活することが被災地の復興だと思います。がれきの処理を例えば被災地で3年、5年そこでやっていくのかということを考えますと、やはり1日でも早く、1トンでも2トンでも多く災害廃棄物を処理するために広域処理をお願いしたいという被災地要望があるところは広域処理をしていくべきではないかなと思っております。

○岩田課長 それでは、終了時間が経過しました。質疑はこれで終了させていただきます。

説明会の次第もすべて終了ということで、これをもちまして本日の説明会は終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

午後9時13分 閉会